

【報告】 地域公共交通計画の策定に向けて

令和4・5年度の2年間で地域公共交通計画の策定を予定しています。

令和3年度は、計画策定の準備期間としており、現時点で実施した調査及び結果について報告します。

1. 犬山市の公共交通（わん丸君バス）に関する意見聴取

目的：現状を把握するため、第三者である専門家から意見を伺う。

日にち：令和3年7月13日（火）

意見を伺った方：福島大学 経済経営学類 准教授 吉田 樹 氏

結果：別紙「資料5-1」参照

2. 市民アンケート調査の実施

目的：広く市民から意見を集め、公共交通の利用実態について把握する。

発送：令和3年9月17日（金）

対象者：15歳以上の犬山市民2,000人（無作為抽出）

結果：別紙「資料5-2」参照（速報まとめ）

3. 事業者ヒアリング

目的：わん丸君バスについて、運行者の目線で現状や問題点を把握する。

日にち：令和3年10月7日（木）

対象：あおい交通株式会社

結果：別紙「資料5-3」参照

4. OD調査の実施

目的：わん丸君バスの利用実態について把握する。

日にち：令和3年10月15日（金）

対象：全8路線の全便

結果：別紙「資料5-4」参照（速報まとめ）

【地域公共交通計画とは】

地域公共交通計画とは、「地域にとって望ましい公共交通の姿」を明らかにするマスタープラン（ビジョン+事業体系を記載するもの）としての役割を果たすものであり、公共交通に関する基本的な方針や対策などを定めたものです。

【背景】

全国的に公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増している中、地域の移動ニーズに持続的かつきめ細やかに対応するため、令和2年度の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源を対象とした地域公共交通計画の策定が努力義務化されています。

【計画策定の期間】

令和4・5年度の2年間

【計画策定に関する委託業務について】

委託業務に対し、国庫補助金を受ける意向ですが、下記の要件があります。

- ・補助対象事業者は、活性化再生法の法定協議会とする。
 - ※法定協議会がコンサル等と契約して事業を実施
 - ※補助金の支払先口座も、法定協議会の口座